

～半田市在住の終末期の若年がん患者の方へ～

在宅サービスの利用料等を補助します

半田市では、令和5年4月から終末期の若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用（1月あたり最大60,000円）の9割を補助します。

●対象者 半田市に住民票があり、次の項目すべてに該当する方

0歳～39歳で
終末期※の
がん患者の方

在宅生活の支援や
介護が必要な方

他の制度において
同様の支援を受ける
ことができない方

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した状態

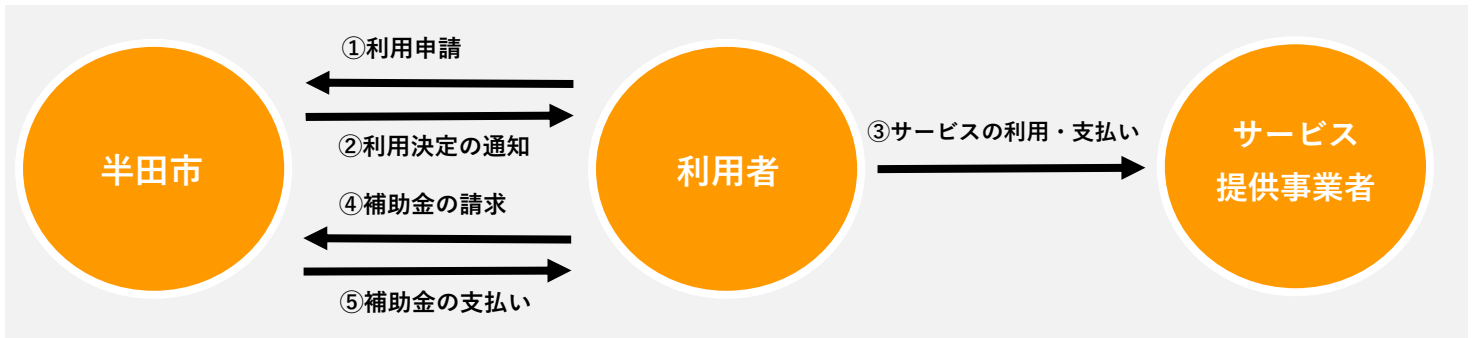
●補助対象 介護保険制度に準じる次の在宅サービス

区分	サービスの種類	
①在宅サービスにかかる利用料※	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護	<ul style="list-style-type: none">・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護
②福祉用具の貸与にかかる費用※	<ul style="list-style-type: none">・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・車いす・車いす付属品	<ul style="list-style-type: none">・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・移動用リフト（つり具の部分を除く。）・自動排泄処理装置
③福祉用具の購入にかかる費用※	<ul style="list-style-type: none">・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none">・簡易浴槽・移動用リフトのつり具
申請額の上限	補助金額	
①～③の費用の総額 60,000円/月	申請額の9割 (上限額54,000円)	

※①のうち、医療保険制度の適用を受けているサービスは対象外となります。

※②③は、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方は対象外となります。

●利用の流れ



① 利用申請

利用者は、以下の書類を半田市健康課に提出してください。
なお、申請は必ず在宅サービス等の利用開始前までに行ってください。

提出書類

- ・半田市若年がん患者在宅医療ターミナルケア支援事業補助金承認申請書
- ・医師による意見書

② 利用決定の通知

申請内容を審査し、半田市から決定通知書を郵送します。

③ サービスの利用・支払い

利用者はサービスの利用を開始し、事業者へ支払いを行ってください。

④ 補助金の請求 ※一定期間分をまとめて行うことができます

利用者は、半田市健康課に以下の書類を提出してください。

提出書類

- ・半田市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業補助金交付申請書兼請求書
- ・サービス提供事業者等の領収書（原本）
- ・サービスの内容・利用日・利用回数・金額が記載された明細書の写し

⑤ 補助金の支払い

請求内容を審査し、半田市から指定の口座に補助金を支払います。



制度の詳細や申請書類のダウンロードは
半田市のホームページをご確認ください。

半田市 若年がん

検索

【お問合せ先】半田市健康課

TEL 0569-84-0662